



三　港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）  
　　第二条第五項第一十一号に掲げる港湾施設用地  
四　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）  
　　第二十五条第一項若しくは第三項の規定により指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された森林林として指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された森林  
五　道路法（昭和二十七年法律第八十号）  
　　第十八条第一項の規定により決定され、又は変更された道路の区域内の土地  
六　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）  
　　第一条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域内の土地  
七　海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）  
　　第二条に規定する一般公共海岸区域内の土地又は同法第三条第一項若しくは第二項の規定により指定された海岸保全区域内的土地  
八　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）  
　　第七条第一項の規定により決定され、又は変更された高速自動車国道の区域内の土地  
九　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第十号）  
　　第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域内的土地又は同法第四条第一項の規定により指定された山崩壊防止区域内的土地  
十　河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）  
　　第六条第一項に規定する河川区域内の土地、同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内的土地、同法第五十六条第一項の規定により指定された河川予定地、同法第五十八条の三第一項の規定により指定された河川保全立体区域内的土地又は同法第五十八条第一項の規定により指定された河川防護施設区城  
十一　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）  
　　第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の土地  
十二　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三条法律第二百二十三号）  
　　第一項の規定により指定された津波防護施設区城  
（政令で定める市の長による事務の処理）  
第十九条　法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の中核市長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第三条第一項の指定に関する事務

二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務

三 法第三十五条、第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務

四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務

五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務

六 法第四十三条の公示に関する事務

七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務

附 則 抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。  
(経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日までの間は、第十条中「越谷市、市川市」とあるのは「川越市、越谷市、さいたま市、市川市、船橋市」と、「藤沢市」とあるのは「藤沢市、相模原市、高槻市」とする。

附 則（平成一四年一二月一三日政令第三七二号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二七日政令第三三三号）抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九六号）抄  
(施行期日)

**第四条** 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成一九年一月二一日政令第三三九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年一〇月一五日政令第二四六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二六日政令第二四七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日政令第一六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年七月三〇日政令第二六七号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条规定令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第十五条** 施行時特例市に対する土壤汚染対策法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

**附 則** **（平成二八年三月二十四日政令第七四号）**

（施行期日）

1 「この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為）

2 改正後の土壤汚染対策法施行令第一条第三号に掲げる物質により汚染された土壤の処理に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行ふことができる。

**附 則** **（平成二九年一〇月二十五日政令第六二六九号）** 抄

（施行期日）

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

**附 則** **（平成二九年一月二七日政令第二二八六号）** 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** **（平成二〇年九月二八日政令第二八三号）** 抄

（施行期日）

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の

施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条** この政令の施行の際にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令（以下「旧令」という。）第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令（以下「新令」という。）第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての同条第四項の規定の適用については、その者が旧令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けた日とみなす。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三

〇四号）

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。